

衆議院議長 粕谷義三

二

内閣總理大臣 子爵加藤高明殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛

意見書

(請願特別報告第二四四號)

請願文書表第七二號

野付牛町ニ區裁判所設置ノ請願

北海道常呂郡野付牛町高臺畑一番地農前田駒次外二百五名

呈出(紹介議員岡田伊太郎君外一名)

右請願ノ要旨ハ北海道北見國ハ廣袤七百餘方里輓近政府當局頻ニ意ヲ該地方ニ注キ文化ノ普及、産業ノ發達、運輸交通ノ設備等著々其ノ緒ニ就キ行政機關亦完備ノ域ニ近シト雖舊惜ムラクハ司法機關ノ缺如セルコト是ナリ殊ニ常呂郡野付牛町一圓ハ水田造成熱熾烈トナリ近年頓ニ人口ノ激増ヲ示シ隨テ民事、刑事ノ事件益簇發スルノ狀態ニ在リ然ルニ遠ク北見ノ邊陲ニ位スル網走區裁判所ノミヲ以テ北見百里ノ法制ヲ支配セラルルニ於テハ自然地方住民ノ權利義務ヲシテ徒ニ放漫暴殄スルノ止ムナキニ至ルモノアリ依テ網走區裁判所管轄區域ヲ二分シ常呂郡及紋別郡ノ内遠輕、上湧別、下湧別ノ三村ヲ管轄スル區裁判所ヲ野付牛町ニ設置シ以テ同地住民ノ不利不便ヲ救済セラレタシト謂フ

衆議院 一九〇

一

ニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

大正十四年 三月廿四日

内閣總理大臣 子爵加藤 高明 殿

衆議院議長 粕谷 義三



衆議院書記官長 中村 藤兵衛

